

国民参加の森林づくりの公募(第3報)

国民参加の森林づくりについては、「協定による森林づくり」と「分収造林契約による森林づくり」を合わせ、これまで第1報、第2報としてリリースし、現在希望者を募集中のところ です。

この度、分収造林契約については、「**天皇陛下御在位三十年記念分収造林～平成記念の森林～**」として取り扱うこととし、林野庁中部森林管理局に登録することとしたのでお知らせします。

1. 契約条件

- (1) 実施時期： 分収造林契約を平成31年4月末までに締結します。
(造林行為はそれ以降でも可能)
- (2) 収益分収： 国100分20、造林者100分の80とします。
(通常、国100分30、造林者100分の70です。)

2. 記念分収造林の名称

「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」
～平成記念の森林～

又は

「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」
～平成記念〇〇の森林～

* 〇〇とは、契約者名や造林目的等に関する言葉でも可能であり、国と相談して決定します。

3. 名称の登録と標柱の設置について

契約締結後は、林野庁中部森林管理局の「分収造林台帳」に、契約者名等とあわせ「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」として記念分収造林の名称を登載します。また、当該分収造林地へ記念分収造林の名称を記載した標柱を設置して頂きます。

これらは、契約者が広告宣伝や環境報告書等に、当該記念分収造林を行っていることを言及する場合の根拠となります。

4. 公示内容の変更について

平成30年10月19日付で公示した「平成30年度分収造林公募対象地の公示」は、本件を踏まえ「天皇陛下御在位三十年記念分収造林公募対象地の公示」に変更し再公示します。

(参考)

[国民参加の森林づくりの公募\(第1報\)](#)

[国民参加の森林づくりの公募\(第2報\)](#)

お問い合わせ先： 森林整備部森林整備課 担当： 郷原、林 TEL 050-3160-6526